

■ 低所得高齢者の住まい対策

要望額 34. 5億円の内数

今後、高齢者が増加する中、要介護度は低いものの、低所得であり、また、身体上の理由から居宅での生活が困難な高齢者が増加していくことが予測されることから、これらの高齢者も将来にわたり住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、必要な整備を図る。



サービス付き高齢者向け住宅への入居が困難な低所得の高齢者も、食事の提供や清掃・洗濯等の家事援助、安否確認、生活相談等を受けられ、安心した生活を送れるよう、養護老人ホームや軽費老人ホームの整備を図る。

サービス付き高齢者向け住宅
(国土交通省・厚生労働省共管)
→高齢者住まい法改正により創設

住み慣れた環境で必要なサービスを受けながら暮らし続ける



小規模な養護老人ホーム(定員29人以下)

- ・ 比較的設置が容易な「小規模な養護老人ホーム」の整備促進
- ・ 近い将来、介護が必要な状態なっても、引き続き居住できるよう、個室化や介護に適した浴室等の整備を図る。
- ・ 新たに小規模な養護老人ホームを整備するために必要な開設準備経費を支援(説明会経費、職員訓練期間中の雇上費等)

都市型軽費老人ホーム

- ・新たに都市型軽費老人ホームを整備するために必要な開設準備経費を支援(説明会経費、職員訓練期間中の雇上費等)
- ※整備費については、既存予算で対応中



居宅での生活が困難になった低所得高齢者も、必要なサービスを受けながら暮らし続ける